

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様へ

山口県中小企業制度融資

「新型コロナウイルス感染症対応資金」のご案内

～**利子・保証料の減免措置があります**～

県では、国の緊急経済対策を活用した新たな資金を創設し、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている中小企業の方々に対する資金繰り支援の強化を図ります。本資金は、一定要件を満たした場合には、既往の保証付き債務の借換も対象となります。

1 融資の対象・条件 ※別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少し、 セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者の方。		
資金用途	運転資金・設備資金	融資限度額	3,000万円
融資利率	5年以内 年1.2%（責任共有対象外：年1.0%） 5年超 年1.3%（責任共有対象外：年1.1%） → 一定要件に該当する場合は、 当初3年間について無利子		
保証料率	すべて保証付き 年0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%） → 半額又はゼロに減免		
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）	担保	無担保
保証人	代表者以外の連帯保証人は原則不要。代表者についても、一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要。		
取扱期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日 ※令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする。		

2 利子・保証料の減免について ※売上高等の減少割合等に応じて、減免措置があります。

事業規模	売上高等	前年同月比▲5%以上	前年同月比▲15%以上
	個人事業主（事業性のある カーブスを含む、小規模に限る）		●利子補給：当初3年間無利子
中小・小規模事業者 （上記を除く）		●利子補給なし ●保証料：半額補助	●利子補給：当初3年間無利子 ●保証料：全額補助

3 ご利用手続き

県内に支店のある金融機関に、ご相談ください。セーフティネット保証等の認定申請も、金融機関を通じて行うことができますので、併せてご相談ください。

4 融資のお申込み先・ご相談先

県内に支店のある金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金 等）

5 資金全般のお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店 / 山口県経営金融課（TEL：083-933-3188）

※本資金のほか、「経営安定資金」等、新型コロナウイルス感染症に対応した資金メニューがありますので、必要に応じて活用をご検討ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3, 4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。



【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から**令和2年6月30日**まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

- ① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を上げます **NEW**
【中小企業: 2/3から**4/5**へ】【大企業: 1/2から**2/3**へ】
- ② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の**上乘せ**をします **NEW**
【中小企業: 4/5から**9/10**へ】【大企業: 2/3から**3/4**へ】
 - ア **1月24日**から**賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等**(解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)を**していないこと**
 - イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、**比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数**と比して**4/5以上**であること
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げをします **NEW**
教育訓練が必要な被保険者の方について、**自宅でインターネット等を用いた教育訓練も**できるようになり、**加算額の引き上げ**を行います。【中小企業: **2,400円**】【大企業: **1,800円**】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- ④ 新規学卒採用者等も対象としています
新規学卒採用者など、**雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者**についても助成対象としています。
(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。)
- ⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます **NEW**
「**緊急対応期間**」に実施した休業は、**1年間に100日の支給限度日数とは別枠で**利用できます。
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象**とします **NEW**
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)などが対象となります。

【受給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が**令和2年1月24日**以降のものに**遡って**適用されます。
ただし、①生産指標の要件緩和については、
緊急対応期間である**令和2年4月1日**から**令和2年6月30日**までの休業等に適用されます。

- ① 生産指標の要件を緩和します **NEW**
 - ア 生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で**10%の減少**が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、これを**5%減少**とします。
 - イ 生産指標の確認期間を3か月から**1か月**に短縮しています。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 最近3か月の雇用量が対前年比で**増加していても**助成対象としています
- ③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています
過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から**1年を経過していなくても助成対象**としています。
- ④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています
(※この場合の、生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月を比べます。)
- ⑤ 休業規模の要件を緩和します **NEW**
休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを**1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和**します。

【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

休業等の初日が**令和2年1月24日**以降のものに**遡って**適用されます。

- ① 事後提出を可能とし提出期間を延長します **NEW**
すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、**令和2年6月30日まで**は、事後に提出することが可能です。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくします **NEW**
短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、**事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し**、活用しやすくします。
- ③ 残業相殺制度を当面停止します **NEW**
支給対象となる休業等から**時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止**します。

【短時間休業の要件緩和の活用例】

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。
(例: 客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。
(例: ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。
(例: 8時間3交代制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができませんでしたが、半日訓練後、半日就労することを可能とします。
(※半日訓練の場合は、加算額が半額になります。)
- ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

緊急対応期間中の休業は

- ・助成率UP+**上乗せ**助成
- ・教育訓練加算額UP

緊急対応期間

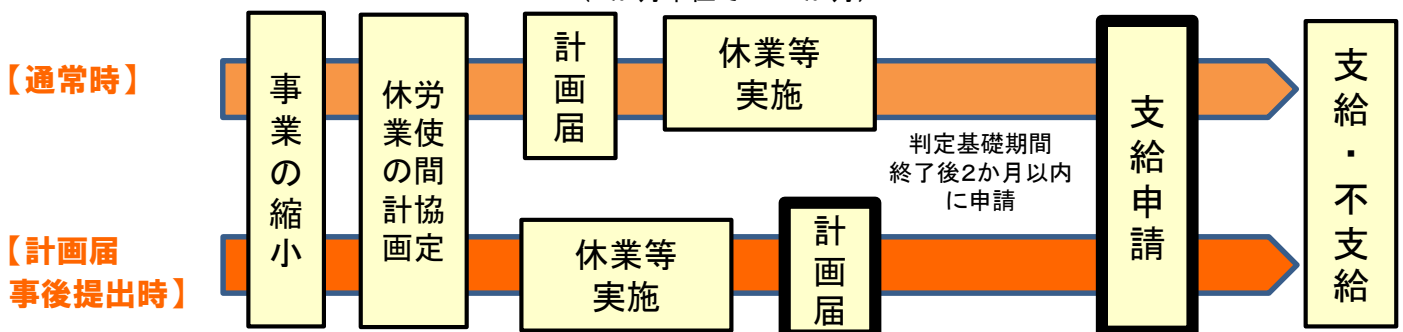
令和2年4月1日

- ・対象労働者の**拡大**
- ・支給限度日数は**別カウント**

令和2年6月30日

◆支給までの流れ

1~3判定基礎期間
(1か月単位で1~3か月)



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 中小企業の皆様への 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部(一定の要件を満たす場合は全部)が国によって助成される制度です。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける**中小企業**を対象とします。

【特例措置の内容】 例として、以下括弧内に平均賃金が1日8,000円である場合の助成額(※)を記載しています
※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

休業又は教育訓練を実施した場合

解雇等(※)を行わなかった場合 (※) 解雇と見なされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

令和2年4月8日～
令和2年6月30日までの期間
に休業していること

事業主が
賃金の60%
の休業手当を
支給する場合
(事業主が4,800
円の休業手当を支
払った場合)

事業主が賃
金の**60%を
超えて**休業
手当を支給
する場合
(例えば、事業主
が80%の6,400円
の休業手当を支
払った場合)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、**これに協力して**休業等を行っている
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 - ①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 - ②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること
(支払率60%以上である場合に限る)

その他要件を満たした場合(詳細は裏面へ)

事業主が支払った休業手当等のうち、80%を国が助成

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等について適用

事業主が支払った休業手当等のうち、90%を国が助成(国が4,320円を助成するので、事業主の負担は4,800-4,320=480円)

※対象労働者に休業手当等を多く支払っても、事業主の負担額は同じ(上記2例は、事業主の負担は同じ480円)

事業主が支払った休業手当等のうち、**60%を超えた部分**について100%を国が助成(国が4,320+1,600=5,920円を助成するので、事業主の負担は6,400-5,920=480円)

事業主が支払った休業手当等のうち、**100%**を国が助成(事業主の負担は0円)

※令和2年4月8日から
令和2年6月30日までの
休業等について適用

※対象労働者
1人1日当たり8,330円が上限

◆その他主な支給要件

	備考
①経済上の理由により休業等を実施すること	例) ・ 取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合 ・ 行政からの営業自粛の要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
②生産指標要件	○ 次のいずれかを満たすことが必要です。 ・ 最近1か月間（計画届の提出日の属する月の前月）の売上が 前年同月 と比較して5%減少していること ・ 前年同月とは適切な比較ができない場合は、 ① 前々年同月との比較 ② 前年同月から12か月のうち適切な1か月と比較して5%減少していること ※対象期間の初日が令和2年4月1日～6月30日以外の場合は10%の減少が必要
③休業規模要件	休業等の延日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/40以上であること
④短時間休業を実施する場合	対象労働者が事業所内の部門、店舗等施設ごとに1時間単位で休業する場合も助成対象となっています。
⑤その他共通要件	詳細は最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

◆その他主な特例措置

※詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。

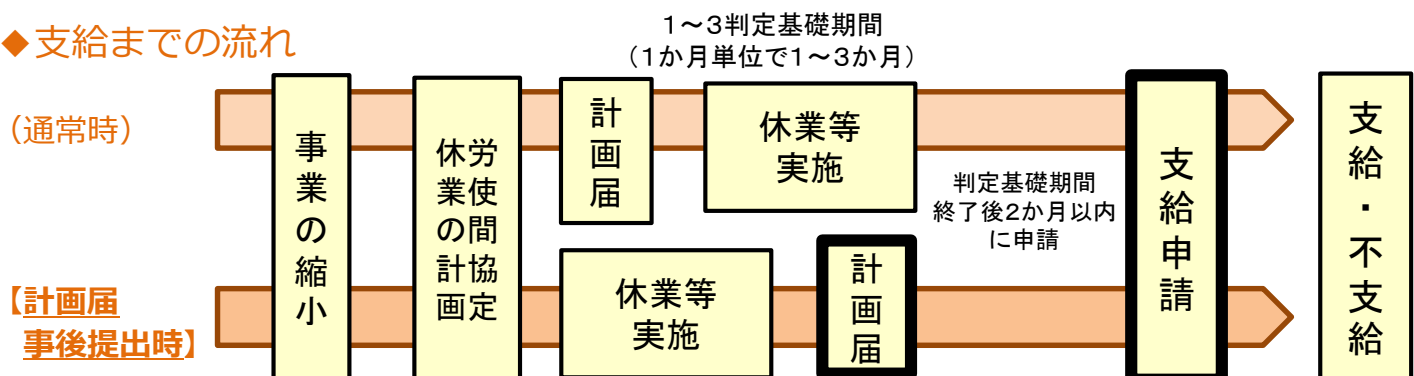
【助成内容・対象に関する特例】

- 教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額が引き上げられています。【中小企業：2,400円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- 新規学卒採用者等に対し休業・教育訓練を実施し、休業手当等を支払った場合も、国がその一部（又は全部）を助成しています。
- 雇用保険被保険者でない労働者（事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）など）を休業させ、休業手当を支払った場合も、国がその一部（又は全部）を助成しています。

【雇用調整助成金の活用しやすさに関する特例】

- すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは計画届の事後提出を可能としています（2回目以降の事後提出も可能としています）。
- **令和2年1月24日以降に設置した事業主も対象としています。**

◆支給までの流れ



※日本政策金融公庫等や商工中金、民間金融機関による実質無利子・無担保融資もご利用ください。
詳細は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/> <<https://www.meti.go.jp/covid-19/>> <<https://www.meti.go.jp/covid-19/>>

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります。

基本情報

法人番号を入れると
登録情報が自動で
表示されます。

- ①法人番号
- ②屋号・商号・雅号 (フリガナ)
- ③本店所在地
- 郵便番号
 - 都道府県
 - 市区町村
 - 番地・ビルマンション名等
- ④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能
- 郵便番号
 - 都道府県
 - 市区町
 - 番地・ビルマンション名等
- ⑤業種(日本産業分類) (選択式)
- ⑥設立年月日(法人)
- ⑦資本金(円)
- ⑧従業員数(名)
- ⑨代表者役職
- ⑩代表者氏名 (フリガナ)
- ⑪代表電話番号
- ⑫担当者氏名 (フリガナ)
- ⑬担当者電話番号
- ⑭担当者携帯番号
- ⑮担当者メールアドレス
- ⑯直近年度の売上金額
- ⑰決算月
- ⑱今年の売上減少月の金額

※このほかにも情報の入力が必要となる場合があります。

口座情報

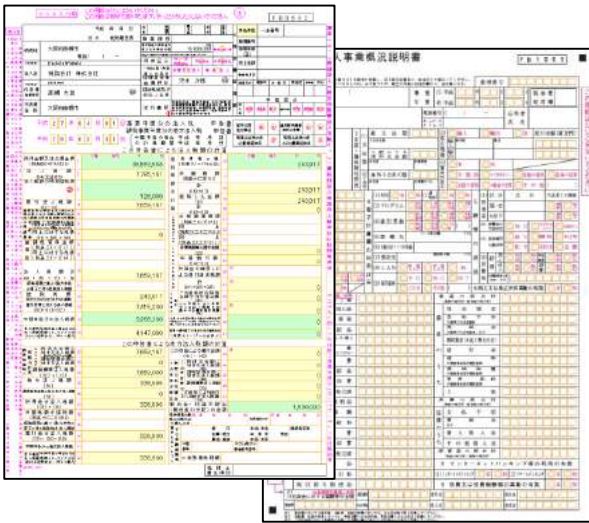
- ①金融機関名 ②金融機関コード
- ③支店名 ④支店コード
- ⑤種別 ⑥口座番号
- ⑦口座名義人

申請に必要な書類

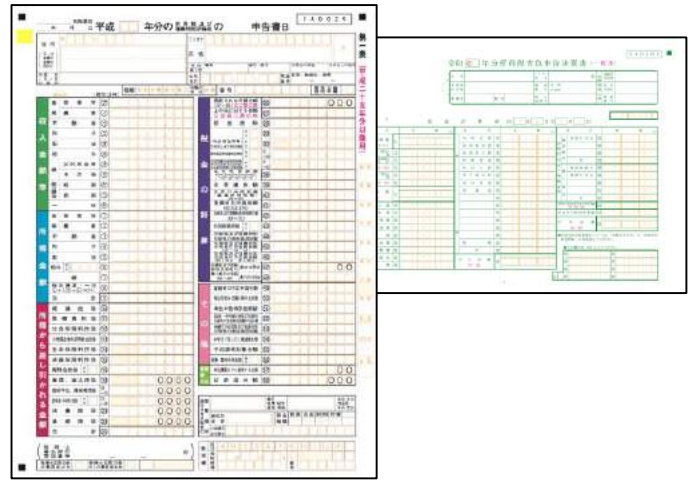
※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

法人



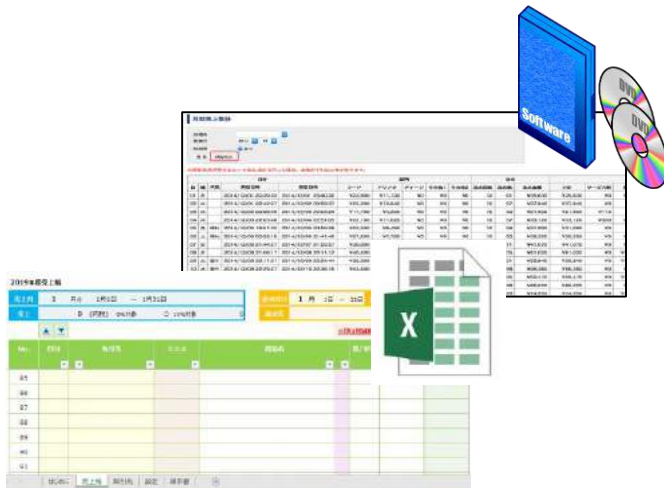
個人



※收受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し

③通帳写し



④(個人事業者のみなさま) 身分証明書写し



運転免許証



マイナンバーカード



住民基本台帳カード



在留カード



特別永住権証明書



外国人登録証明書

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://ijizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

- 基本情報
 - 売上額
 - 口座情報
- を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

山口県内事業者向け

支援策パンフレット（中国経済産業局）

資金繰り支援、設備投資・販路開拓支援、経営環境の整備に関する各省庁の施策がわかりやすくまとめられています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

各種制度の検索にミラサポplusも便利です。
<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs>



制度を探す
(ミラサポplus)



新型コロナウイルス感染症
関連（経済産業省）

中国経済産業局経営相談窓口 ☎ TEL (082) 224-5661

感染症特別貸付、マル経融資、セーフティネット 貸付の融資相談窓口（日本政策金融公庫）

事業資金相談ダイヤル ☎ TEL 0120-154-505

<https://www.jfc.go.jp/>



新型コロナウイルスに
関する相談窓口
(日本政策金融公庫)

セーフティネット保証や危機関連保証により 資金繰りを支援します。（山口県信用保証協会）

山口県信用保証協会の相談窓口

本店☎ TEL (083) 921-3090 萩支店☎ TEL (0838) 25-2010

山口営業店☎ TEL (083) 921-3091 柳井支店☎ TEL (0820) 22-0560

下関支店☎ TEL (083) 223-6231 岩国支店☎ TEL (0827) 21-5125

周南支店☎ TEL (0834) 31-5060 宇部支店☎ TEL (0836) 21-7361

休日窓口☎ TEL (083) 921-3094

<https://www.yamaguchi-cgc.or.jp/publics/index/254/>



新型コロナウイルス感染症関連情
報（山口県信用保証協会）

事業資金などの経営に関する総合的な相談に 対応します。（山口県）

相談窓口：山口県経営金融課 ☎ TEL (083) 933-3188

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16300/kinyuu/202002210001.html>



新型コロナウイルスに関連する各種相談
窓口について（山口県）

特別労働相談窓口（山口労働局）

山口労働局雇用環境・均等室内（総合労働相談コーナー）

☎ TEL (083) 995-0398

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/topics/2020_0213.html

※ 特別労働相談窓口は、県内の各労働基準監督署・各ハローワークにも設置しています。



新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開
設、拡充しています
(山口労働局)

地方自治体ごとに補助金、
助成金、融資の情報を
まとめています。

<https://j-net21.smrj.go.jp/>

support/tsdlje00000085bc.html



J-Net21（中小企業基盤整
備機構ポータルサイト）

金融機関取引で心配事
がある方はご相談くだ
さい。

中国財務局金融相談ダイヤル

☎ TEL 0120-99-0028

<http://chugoku.mof.go.jp/koho/korona001.html>



金融相談ダイヤル
(中国財務局)

ぶちエエやまぐち！就職アプリ 企業情報登録のご案内

就職支援サイト「やまぐちジョブナビ」に企業情報を登録すると、「ぶちエエやまぐち！就職アプリ」でもその情報を閲覧できるようになります。
ぜひご活用ください！

★登録方法★

仮登録

①山口しごとセンターホームページ内の【企業情報仮登録画面】ページにアクセス

やまぐちジョブナビ 企業情報仮登録

検索

URL → https://www.joby.jp/jobs/company/pre_entry.php



②企業情報仮登録画面でメールアドレスを入力し、「個人情報保護方針に同意して登録」をクリック

入力されたメールアドレスへ、本登録用のメールをお送りします。 ※入力間違えの無いようご注意ください。



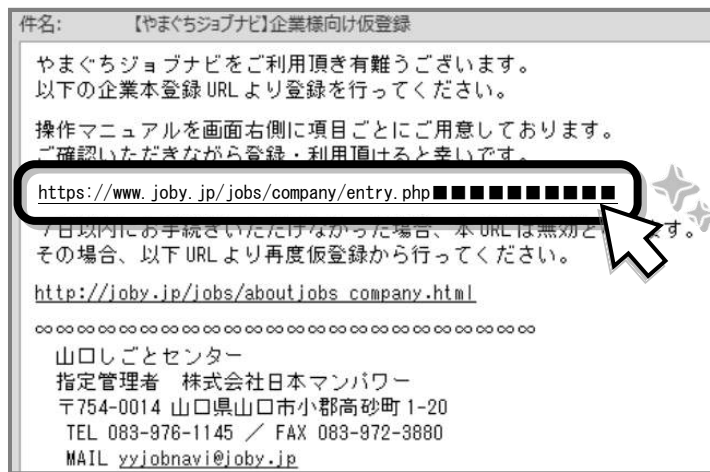
ドメイン指定受信やパソコンからのメールの受信を拒否するよう設定されている場合は、yyjobnavi@joby.jpからのメールを受信できるようあらかじめ設定を変更してください。



本登録

③受信したメールより、企業情報新規登録用ページにアクセス

センターから送信されたメール本文のURLより「企業情報新規登録画面」へアクセスします。



Point

メール到着後7日以内に本登録をしてください。
※7日を過ぎると、当該URLは無効になります。

裏面に続きます

④ 企業情報新規登録画面から基本情報・詳細情報を入力し、本登録(=登録申請)をする

登録画面のうち「詳細情報」に入力する場合は4項目以上をご入力ください。



ページ表示から15分以上経過した場合それまでに入力していた情報は無効(消失)になります。
(必須ではない項目は、本登録完了後に編集画面から入力することも可能です)



ID、パスワードはご担当者様で覚えやすいものを設定・ご入力ください。
※ログインの際に必要な情報となります。ご担当者様で管理の上、絶対に他人に教えないでください。

「企業情報新規登録確認画面」ページが開きますので、入力した内容でよろしければ「上記内容の情報を登録する」をクリックし、登録申請をします。



登録申請された内容はセンターで確認・承認した後、完了メールをお送りします。
メール本文のURLよりログインが可能となります。なお、承認には数日かかることがあります。

⑤ 承認メール受信後、登録したID・パスワードを使いログインし、「求人情報」を登録する

画面右メニューから求人情報の登録・編集が可能になります。
「学生・一般新規登録」「シニア・女性新規登録」を選択し、必要事項を入力の上、登録申請をしてください。



ページ表示から15分以上経過した場合それまでに入力していた情報は無効(消失)になります。

内容を全て入力し、「上記内容を下書き保存する」をクリックします。
その後表示される「求人情報一覧に戻る」ボタンをクリックし、今登録した求人情報の詳細を表示します。
「求人情報確認画面」が表示されるので、入力内容を確認し、よろしければ画面下部より申請をします。



申請された内容はセンターで確認・承認した後、完了メールをお送りします。
なお、承認には数日かかることがあります。

移住支援金の 支給対象法人を 募集します！

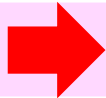


山口県PR本部長
ちよるる

支給対象法人 のメリット

- * マatchingサイトへの
登録・掲載が**無料!**
- * 掲載する求人情報の
作成支援!
- * 大手民間求人サイトへも
掲載されるため、
高い広告効果あり!

「移住支援金」とは…
◇東京23区（在住者又は通勤者）から山口県内に移住し、山口県に登録された法人に新規就業した方に移住支援金を支給する制度です。

詳しくは裏面をご覧ください 

お問合せ・申請先

【制度に関すること】

山口県労働政策課雇用・労働企画班

山口市滝町1-1

TEL 083-933-3254

FAX 083-933-3229

E-MAIL a15900@pref.yamaguchi.lg.jp



【マッチングサイトに関すること・申請先】

山口しごとセンター

山口市小郡高砂町1-20

TEL 083-976-1145

FAX 083-972-3880

E-MAIL ijushien@joby.jp



東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業の概要



東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から、山口県内に移住し、**対象の法人に就業した本人に移住支援金を支給する制度**です。
この制度をご活用いただき、**人材確保**につなげていただければと考えています。

対象法人の要件 以下の全てを満たす法人が対象となります。

- 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
- 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと
- みなし大企業でないこと
- 本店所在地が東京圏※1のうち条件不利地域※2以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- 雇用保険の適用事業主であること
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- 「やまぐち維新プラン」で設定している19の維新プロジェクトと62の重点施策推進に資する法人であること

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※2 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

対象求人の要件 以下の要件を満たす求人が対象となります。

- 週20時間以上の無期雇用契約の求人
- 勤務地が山口県内にあること

移住支援金の対象者の主な要件 以下の全てに該当する方が対象となります。

【移住元】（令和2年3月1日以降に移住された場合）

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと、かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤していたこと。

※令和元年8月7日から令和2年2月29日までの間に移住された方は、要件が異なります。

【移住先】

令和元年8月7日以降に、山口県内に移住された方

【就業】

令和元年8月7日以降に、「やまぐち移住就業マッチングサイト」に移住支援金の対象として掲載された求人に応募し、新規就業された方

※申請時に連続して3ヶ月以上在職している必要があります。

【支給金額】

2人以上の世帯の場合・・・100万円 単身世帯の場合・・・60万円

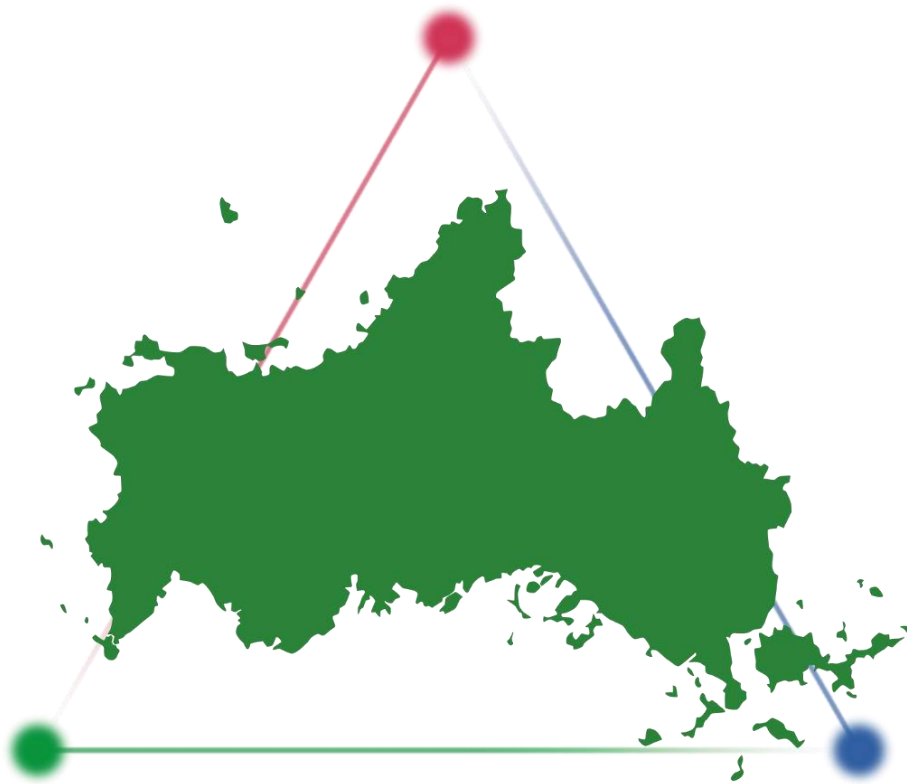


対象法人の登録申請書

- ・山口県労働政策課「移住支援金の支給対象法人を募集します！」
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/koyou/ijyu-hojinboshuu.html>)



コロナに打ち勝つ！ 中小企業支援メニュー



山口県商工労働部

目 次

中小企業等事業者への金融支援について	……	1
経営改善等に係る専門家派遣に対する支援	……	1
労働相談窓口での対応及び専門家派遣	……	2
テレワーク導入の緊急支援	……	2
販路確保や需要の拡大に係るE C取引への支援	……	2
県内中小企業等が営業の維持・発展を図る取組への支援	……	3
<参考> 商工会議所・商工会一覧	……	4

中小企業等事業者への金融支援について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少などの経営の安定に支障を生じている中小企業者に対する金融支援を行います。

区分	新型コロナウイルス感染症対応資金		経営安定資金	
融資対象	新型コロナウイルス感染症に係る以下の認定を受けた中小企業者等 ○セーフティネット保証4号 ○セーフティネット保証5号 ○危機関連保証		最近1か月の売上が前年同月比で減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上が前年同期比で減少することが見込まれる中小企業者等 ※売上減少の数値基準はなし	
利率	5年以内	5年以降	5年以内	5年以降
責任共有制度対象	年1.2%	年1.3%	年1.2%	年1.3%
責任共有制度対象外	年1.0%	年1.1%	年1.0%	年1.1%
留意事項	条件により当初3年間無利子		-	
保証料率	条件により保証料全額補助		年0.17～0.88% ※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定がある場合は、年0.32%	
資金用途	運転資金・設備資金			
融資限度	3,000万円		8,000万円	
融資期間	10年（うち据置5年）以内		10年（うち据置2年）以内	
取扱金融機関（申込先）	県内の各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫の県内店、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合			

◆「融資」に係る相談は以下にお問い合わせください。

- ・上記の取扱金融機関、山口県信用保証協会 各営業店
- ・県経営金融課金融支援班 TEL：083-933-3188

経営改善等に係る専門家派遣に対する支援

経営改善等について、必要な助言・指導を行う専門家を無料で派遣します。

対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げ減少等の影響を受けた県内中小企業

◆「専門家派遣」に係る相談は以下にお問い合わせください。

- ・山口商工会議所 TEL：083-925-2300
- ・山口県商工会連合会 TEL：083-925-8888

労働相談窓口での対応及び専門家派遣

新型コロナウイルス感染症の影響による休業、解雇等の労働問題や事業運営に関するご相談に、専門の社会保険労務士が無料でお応えします。

また、社会保険労務士を派遣要請のあった企業に派遣し、労働問題解決等のため適切な助言・指導を無料で行います。

○電話番号 083-933-3232

○相談時間 9:00～18:00

ご相談は、メールでも受け付けています。

メールアドレス:roudou@pref.yamaguchi.lg.jp

テレワーク導入の緊急支援

新型コロナウイルス感染症の拡大のために事業活動が減退した県内中小企業の再起支援を図るため、テレワーク導入のため機器整備や就業規則策定等を支援します。

区 分	テレワーク実施に係る機器整備費用	テレワーク実施に係る宿泊施設利用の費用	就業規則策定のための社会保険労務士の無料派遣
補助率	3分の2		-
補助上限	50万円/企業	10万円/企業	-

◆その他テレワークに係る「疑問解消」、「理解促進」、「体験機器の貸出・設置」支援も行っています。

詳しくは以下までお問い合わせください。

労働政策課働き方改革推進班 TEL:083-933-3221

【URL】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/hatarakikata/remotesupport.html>

山口県 リモートワーク導入緊急支援

🔍 検索

販路確保や需要の拡大に係るEC取引への支援

県内事業者が安定した販路の確保と、需要の拡大が可能となるよう、地域商社を活用したEC取引の利用に対して支援を行います。

○地域商社のECサイト（6月末利用開始予定）を活用した販路確保・拡大

◆詳しくは以下までお問い合わせください。

地域商社やまぐち株式会社 TEL:083-223-4083

【URL】 <https://www.ym-ec.co.jp/>

地域商社やまぐち

🔍 検索

県内中小企業等が営業の維持・発展を図る取組への支援

区分	新型コロナウイルス対策 営業持続化等補助金		新型コロナウイルス対策 営業持続化等支援金
	中小企業分	小規模事業者分	
補助率	3/4	10/10	-
補助上限等	300万円	30万円	10万(定額)
補助対象	中小企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者)	小規模事業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者)	次の①～③の要件全てを満たすもの ①山口県内の食事提供施設を営業する事業者※であること ※食品衛生許可証の営業の種類が「飲食店営業」(細目がバー、キャバレー、仮設、その他、自動販売機を除く)又は「喫茶店営業」(細目が自動販売機を除く)の許可施設を有する者(令和2年5月1日時点で有効な許可) ②山口県内に住所(法人にあっては、本店の所在地)を有する事業者であること ③県から休業要請をお願いした施設(店舗・事業者等)を営業する事業者ではないこと
対象経費	事業に要した経費とし、人件費、役務費、賃借料、通信費、委託費、広告費、施設整備費等	事業に要した経費とし、人件費、役務費、賃借料、消耗品費、委託費、謝金等 ※施設整備に係るものを除く	-
申請先	(公財)やまぐち産業振興財団	事業所所在の商工会議所、商工会 (P4の一覧参考)	
申請期間(予定)	5月11日(月)～5月29日(金) (第2回目申請も予定)		5月11日(月)～ 6月30日(火)

<参考>商工会議所・商工会一覧

市 町	会議所・商工会名	電話番号
下 関 市	下 関 商 工 会 議 所	(083)222-3333
	下 関 市 商 工 会	(083)772-0625
宇 部 市	宇 部 商 工 会 議 所	(0836)31-0251
	く す の き 商 工 会	(0836)67-1352
山 口 市	山 口 商 工 会 議 所	(083)925-2300
	山 口 県 央 商 工 会	(0836)65-2129
	徳 地 商 工 会	(0835)52-0026
萩 市	萩 商 工 会 議 所	(0838)25-3333
	萩 阿 武 商 工 会	(08387)2-0213
	萩 ・ 阿 西 商 工 会	(0838)54-5500
防 府 市	防 府 商 工 会 議 所	(0835)22-4352
下 松 市	下 松 商 工 会 議 所	(0833)41-1070
岩 国 市	岩 国 商 工 会 議 所	(0827)21-4201
	岩 国 西 商 工 会	(0827)84-0183
	や ま し ろ 商 工 会	(0827)76-0100
光 市	光 商 工 会 議 所	(0833)71-0650
	大 和 商 工 会	(0820)48-2705
長 門 市	長 門 商 工 会 議 所	(0837)22-2266
	な が と 大 津 商 工 会	(0837)43-0033
柳 井 市	柳 井 商 工 会 議 所	(0820)22-3731
	大 畠 商 工 会	(0820)45-2414
美 祢 市	美 祢 市 商 工 会	(0837)52-0434
周 南 市	徳 山 商 工 会 議 所	(0834)31-3000
	新 南 陽 商 工 会 議 所	(0834)63-3315
	熊 毛 町 商 工 会	(0833)91-0007
	鹿 野 町 商 工 会	(0834)68-2259
	都 濃 商 工 会	(0834)88-0010
山陽小野田市	山 陽 商 工 会 議 所	(0836)73-2525
	小 野 田 商 工 会 議 所	(0836)84-4111
周 防 大 島 町	周 防 大 島 町 商 工 会 議 所	(0820)79-0300
和 木 町	和 木 町 商 工 会 議 所	(0827)53-2066
上 関 町	上 関 町 商 工 会 議 所	(0820)62-0177
田 布 施 町	田 布 施 町 商 工 会 議 所	(0820)52-2983
平 生 町	平 生 町 商 工 会 議 所	(0820)56-2245
阿 武 町	萩 阿 武 商 工 会	(08388)2-2105



山口県PR本部長
「ちよるる」

◆支援内容の詳細や山口県の企業支援全般に関する内容は以下をご確認ください。

山口県 商工労働部	🔍 検索
-----------	------

【URL】 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/guidance/renrakusaki/shoko.html>